

ID: 17

担当部署: 総務課

| | | | |
|--|--------------------|---------------|-------|
| 処分の概要 | 使用料の徴収 | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 聖籠町行政財産使用料徴収条例 第2条 | | |
| 例 規 番 号 | 平成10年 条例第6号 | | |
| <p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第二条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設 定 年 月 日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 最 終 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |